下野市	手当•特例給付 長 様	>=1H 4 H1111/790	挺	出年月日 3・12・20	※受付確認年 令和 ・	·月日 •
(ふりが) 氏名 (法人名 住所 (法人の主) 務所の所在	たる事 しもつけ 下野 〒 329-0492	雅俊	電話	生年月日	大正 昭和 平成	
肖妥 - 該もでく し事 - すをのでい でださい		(特別区を含む)に することとなった。 なった った(児童の生計を 事実が生じた た	転出した (単身赴任の場合を 維持する父母等の 離婚等に 場合にに	の帰国) こより児童の監護 は②に○をつけて	<mark>菱養育をしなくな</mark> こください。	こった
	⑦ その他 (7. その他 (生計中受給者) 心者の方が海外 を変更する場合 者変更」と記入	転入・転出等に には7に〇をつ してください。	よりけ、
6 の場	合における児	童の氏名	下野	貴章・下野	まりな	
消滅事	由の発生し	た年月日	令和 3	• 1	2 · 1	0

注意

- 1 受給者が他の市町村(特別区を含みます。)に住所を変更したことにより児童手当等(児童手当及び特例給付をいいます。以下同様です。)の受給事由が消滅した場合で、その住所の変更について、転出届に児童手当等の受給者であることを書いて提出した場合には、この届は提出する必要はありません。なお、6の⑦又は7を○で囲んだ場合は、()内にその理由を具体的に記入してください。
- 2 全ての児童が 15 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日を経過したことにより、児童手当等 の受給事由が消滅した場合、この届を提出する必要はありません。
- 3 「生年月日」の欄は、受給者が法人である場合は記入する必要はありません。
- 4 6の⑥は、里親等への委託又は児童福祉施設等への入所が2月以内の期間を定めて行われたものである等一定の要件に該当する場合は該当せず、この届を提出する必要はありません。

備考

- 1. 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
- 2. 受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。